

文化施設整備

公民館の大規模改修・建て替えに伴う代替施設をお知らせします

市では、老朽化などに伴う上福岡公民館の大規模改修および大井中央公民館と勤労福祉センターの建て替え工事を行います。工事期間中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いします。それぞれの工期は、右表のとおりです。

施設名	令和2年度 (2020.4~ 2021.3)	令和3年度 (2021.4~ 2022.3)	令和4年度 (2022.4~ 2023.3)	令和5年度 (2023.4~ 2024.3)	令和6年度 (2024.4~ 2025.3)	令和7年度 (2025.4~ 2026.3)
大井中央公民館	開館	休館・建替工事			新施設オープン	
上福岡公民館・コミュニティセンター	休館改修		リニューアルオープン			
勤労福祉センター	休館	再開館 利用可能期間		休館・建替工事		オープン

●工事期間中の代替施設（予定）

大井中央公民館・上福岡公民館の代替施設として、主に下表の施設を利用いただける予定です。また、勤労福祉センター休館中は、大井中央公民館ホールをご利用ください。

利用方法など、詳しくは11月13日(木)以降に各公民館などの窓口で配布するチラシをご覧ください。

〈代替施設の一例〉※詳しくは、チラシ・説明会でご案内します。

施設名	住所	主な部屋名	主な用途	予約方法
上福岡西公民館	上福岡 5・2・12	集会室・和室・美術工芸室・調理室・ホール ほか	会議・音楽など（多目的）	公共施設予約システム
大井中央公民館分館	亀久保分館	亀久保 2・14・3	集会室	分館ごとの予約方法
	鶴ヶ岡分館	鶴ヶ岡 4・16・25	集会室・会議室	
	江川分館	東久保 1・23・12	洋室・和室・ホール	
大井図書館	大井中央 2・19・5	研修室・会議室	会議など	公民館窓口
上福岡図書館	上野台 3・3・1	集会室・視聴覚室	会議・音楽など	公共施設予約システム
市民交流プラザ	福岡 1・2・5	展示ルーム・軽体操室・会議室・多目的室 ほか	会議・音楽など（多目的）	公共施設予約システム
旭ふれあいセンター	苗間 40・7	研修室・会議室・和室	会議など	公共施設予約システム
鶴ヶ岡コミュニティセンター	鶴ヶ岡 4・16・25	研修室・会議室・和室	会議など	公共施設予約システム
ゆめぼると	大井中央 1・1・1	多目的ホール・会議室	会議・音楽など（多目的）	公共施設予約システム
えこらぼ	駒林 1117	研修室・多目的室	会議など	公民館窓口

代替施設利用に向けての説明会を行います

大井中央公民館・上福岡公民館・勤労福祉センター休館中の、代替施設の利用説明会を行います（右表のとおり）。各回の説明内容は同じですので、都合の良い日程でご参加ください。

	日程	時間	会場
1	11月13日(木)	午後6時～8時	大井中央公民館大会議室（2階）
2	11月14日(木)	午前10時～正午 ※手話通訳あり。	勤労福祉センター集会室
3		午後6時～8時	
4	11月15日(金)	午前10時～正午	上福岡西公民館集会室（2階）
5		午後6時～8時	上福岡西公民館ホール（地下）
6	11月16日(土)	午後2時～4時 ※手話通訳あり。	大井中央公民館大会議室（2階）

問合せ●公民館代替施設・利用者説明会に関すること

大井中央公民館 (TEL261・0648)、上福岡公民館 (TEL261・6678)、上福岡西公民館 (TEL266・9501)
 施設工事・建設に関すること 文化・スポーツ振興課 (TEL262・8124)

防災訓練

「自らの命は自ら守る」—第8回ふじみ野市総合防災訓練—

11月10日(日) 午前8時30分～正午

※防災行政無線により、8時20分に事前告知、8時30分に訓練開始のサイレンでお知らせします。
 ※小雨決行。中止の場合は午前7時30分に防災行政無線や市ホームページなどでお知らせします。



〔午前8時30分に東京湾北部を震源とする震度5強（一部震度6弱）の地震が発生し、市内全域にわたり家屋の全半壊、橋梁・ライフラインの損壊など、大きな被害が発生したことを想定し、避難訓練・避難所運営訓練などを実施します。近年、全国各地で大規模な災害が相次ぐ中、防災訓練などを通じて「自らの命は自ら守る」行動を繰り返し実践することで、緊急時でも条件反射的に行動に移せるよう、ぜひ訓練に参加しましょう。

この訓練は、市役所本庁舎に災害対策本部を、大井総合支所には災害対策室をそれぞれ設置し、市内全20カ所の地域防災拠点（指定避難所）を開設するとともに、各自治組織による地区防災拠点の設置や自主訓練の実施など、ふじみ野市地域防災計画に基づく初動体制を実践し体験するものです。

1 訓練開始

●シェイクアウト訓練

訓練が始まったら、まずその場でシェイクアウト訓練（右図）を行ってください。自分の身を守るための簡単な訓練です。当日避難訓練に参加できない人も、ぜひ自宅などで実施してください。

この訓練はアメリカで始まったもので、基本行動は①指定された日時に②地震から身を守る「安全行動1-2-3」を③各人がいる場所（職場、学校、自宅、外出先など）で1分程度一斉に行うことです。

2 避難場所への移動

シェイクアウト訓練後、各自治組織で事前に定めてある公園などの広場に一時避難してください。その後、自治組織役員などの誘導に従い、各地域防災拠点（指定避難所）へ移動してください。

この訓練はアメリカで始まったもので、基本行動は①指定された日時に②地震から身を守る「安全行動1-2-3」を③各人がいる場所（職場、学校、自宅、外出先など）で1分程度一斉に行うことです。

災害が起きる前に

(1) 災害時の行動を確認

- 避難場所、避難経路を確認
避難所の場所は市ホームページで確認できます。
 - 家族の集合場所、連絡方法を確認
 - 家具の転倒、落下防止対策をする
 - 非常時に必要な物を非常持ち出し袋に入れ、いつも持ち出せるようにする
- (2) 自治組織への加入

自分の身を守り、その後、地域の協力により災害に立ち向かうことが必要不可欠である、という教訓です。そのためにも、自治組織（町会・自治会・町内会）へ加入し、日頃から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。なお、地域防災拠点（指定避難所）への避難訓練や避難所の運営は、地域の防災力を向上させるために、各自治組織などが中心になって行っています。

シェイクアウト訓練
「安全行動1-2-3」

まずひくく あたまをまもり うごかない
DROP! COVER! HOLD ON!

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具などの転倒、落下物による負傷です。身を守るためには、周囲をよく見る、落下物から離れる、姿勢を低くする、頭を守ることが効果的です。

●訓練時に開設する避難所

- 〈東地域〉
福岡小学校、駒西小学校、上野台小学校、西小学校、さぎの森小学校、福岡中学校、葦原中学校、花の木中学校、上福岡西公民館、第2運動公園（旧福岡高校）
- 〈西地域〉
大井小学校、鶴ヶ丘小学校、東原小学校、西原小学校、亀久保小学校、三角小学校、東台小学校、大井中学校、大井西中学校、大井東中学校



問合せ●危機管理防災課 (TEL262・9017)

人事

市職員の給与など人事行政の運営状況

市民の皆さんに、市職員の任用、給与、勤務条件、サービスなど人事行政の運営状況をお知らせします。部門別職員数や各種手当などの詳細については、市ホームページ（QRコード）に掲載しています。



職員の任免および職員数に関する状況

●新規採用と再任用および退職の状況(平成30年度)

区分	新規採用	再任用	定年退職	勸奨退職	自己都合等退職
一般行政職	14人	41人	17人	3人	5人
技能労務職	0人	2人	1人	0人	0人

●職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数			29年増減数	30年増減数	31年増減数
	平成29年	平成30年	平成31年			
一般行政部門・教育・公営企業の合計	629人	621人	621人	△6人	△8人	0人

(注) 職員数には教育長を含みます。また、再任用職員(短時間)は含みません。

●級別職員数および技能労務職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	技能労務職	合計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任	係長 副主査	副課長	課長	副参事	部長	-	土木技能員、自動車運転員、調理員など	-
職員数	28人	96人	233人	124人	52人	32人	12人	11人	588人	50人	638人
構成比	4.76%	16.33%	39.63%	21.09%	8.84%	5.44%	2.04%	1.87%	100%	-	-

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

職員の給与の状況

●職員給与費の状況(平成30年度普通会計決算)

職員数(A)	給与費				職員1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
563人	2,162,453千円	542,904千円	897,338千円	3,602,695千円	6,399千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当は含みません。
2. 職員数は、全職員数から水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業に関わる職員を除いた数です。

●職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 187,200円
	高校卒 158,300円

●特別職の報酬などの状況(平成31年4月1日現在)

区分	給料(月額)	期末手当
市長	879,000円	6月期 2,225月
副市長	745,000円	12月期 2,225月
教育長	689,000円	計 4.45月

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	317,136円	43.8歳
技能労務職	334,461円	50.7歳

区分	報酬(月額)	期末手当
議長	464,000円	6月期 2,225月
副議長	410,000円	12月期 2,225月
議員	382,000円	計 4.45月



職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間および週休日(平成31年度)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日

(注) 保育所や公民館などの勤務場所では、異なる勤務形態の場合があります。

●年次有給休暇の状況(平成30年度)

1人当たり平均使用日数	平均取得率
12.20日	32.6%

●休暇など

年次有給休暇	年20日とし、繰越は最大年20日間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、夏季、交通機関の事故、子の看護など特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる期間
病気休暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、90日以内の期間
育児休業	3歳に満たない子を養育するための期間
介護休暇	配偶者、父母、子、同居している祖父母、兄弟姉妹などで負傷、疾病または老齢により日常生活に支障のある者を介護する場合、2週間以上6カ月以下の期間

職員の休業の状況

●育児休業および部分休業の取得状況(平成30年度)

育児休業	部分休業
27人	35人

職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。

職員の研修の状況

●職員研修の実施状況(平成30年度)

研修の種類	修了者数	研修の種類	修了者数
階層別研修	197人	派遣研修	43人
特別研修	467人	広域共同研修	33人
合計			740人

職員の福祉および利益の保護の状況

●職員の福利厚生(共済組合)

- ▶短期給付=公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付
- ▶長期給付=老齢・障害・遺族の各厚生年金などの年金給付
- ▶福祉事業=保健、宿泊、貯金、貸付などの事業

職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

●職員の分限と懲戒処分(平成30年度)

区分	種類	該当者
分限処分	降任・免職	なし
	休職※	7人
懲戒処分	戒告・減給・免職・停職	なし

※休職とは、心身の故障のため長期療養を要するものに対する処分です。休職となった場合、休職の期間が満1年に達するまでは、給料および手当の80/100が支給され、休職が1年を経過したときは無給となります。また休職期間中は埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、市から支給される給与との差額が1年6カ月間支給されます。

職員のサービスの状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に以下のような義務を課しています。

- ・法令および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為などの禁止
- ・営利企業などの従事制限

職員の退職管理の状況

部長級の職員が退職した場合は「ふじみ野市退職管理に関する規則」により、営利企業等に再就職する場合には市への届け出を義務付けています。

平成30年度は届け出はありませんでした。

公平委員会の業務の状況

内容	該当(平成30年度)
勤務条件に係る措置の要求	なし
不利益処分に関する不服申し立て	なし

DV

これってDV!? — 怖いと感じたり緊張したりしていませんか —

ひとりで悩まず すぐに相談を

市配偶者暴力相談支援センター

TEL 049・262・9025

※月～金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）
 ※月・火・木曜日（祝日・年末年始を除く）午前10時～午後4時は女性相談員が対応。



女性に対する暴力をなくす運動
 11月12日～25日

【その他の通報・相談窓口】※緊急の場合は迷わず110番

相談機関	電話番号	受付時間
県婦人相談支援センター (DV相談担当)	048・863・6060	毎日（年末年始を除く）午前9時30分～午後8時30分（日曜日・祝日は午後5時まで）
県男女共同参画推進センター (DVに関する相談)	048・600・3800	月～土曜日午前10時～午後8時30分（日曜日・祝日・年末年始・第3木曜日・臨時休館日を除く）
よりそいホットライン (性暴力、DVなど女性の相談)	0120・279・338 (案内3番)	24時間年中無休（通話料無料）

●DVとは

夫婦やパートナー（事実婚や元配偶者も含む）など親密な間柄で行われる暴力行為をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。

●DVの例

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす
精神的暴力 (モラル・ハラスメント)	怒鳴る、脅す、馬鹿にする、無視する、交友関係を制限する、電話・メールをチェックする
経済的暴力	生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる
性的暴力	望まない性行為の強要、避妊に協力しない
子どもを利用した暴力	子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

●あなたが相談を受けたら

被害者の気持ちをそのまま受け止めましょう。自分の価値観で相手を論じたり非難したりせず、まずは相談機関に相談するように努めてください。

また、相談内容が加害者の耳に入ると、暴力がエスカレートする恐れがありますので、被害者の承諾がない限り、聞いた話を他人に話さないでください。

●交際相手からの暴力「デートDV」

- デートDVは、被害にあっても気付かない、認めたくない、離れられないなどの特徴があります。
- LINEなどの返事をすぐに返さないと怒られる
 - 他の人と仲良くしていると責められる
 - 都合が悪いのに、一緒に帰らないと怒られる
 - 常に行動をチェックされる
 - 大声で怒鳴られる、無視される、馬鹿にされる
 - いつもおごらされる、高額なプレゼントを要求される
- 1つでも当てはまったら「デートDV」の可能性がります。

DVパネル展・図書展示

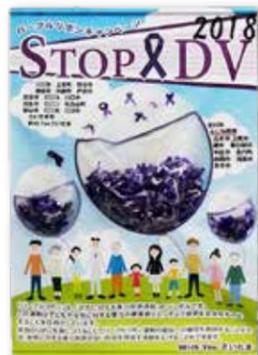
●パネル展示

日程 11月12日(火)～21日(木)
 場所 本庁舎1階ギャラリー
 展示内容 デートDVに関するパネル、パープルリボンキャンペーンタペストリーの展示（タペストリーは14日(木)まで）

●図書展示

日程 ①11月5日(火)～12月2日(月)（11月11日(月)・25日(月)を除く）
 ②11月1日(金)～30日(土)（18日(月)を除く）
 場所 ①大井図書館②上福岡図書館

問合せ●市民総合相談室 (TEL262・9025)



▶パープルリボンキャンペーンタペストリー

児童虐待

STOP 児童虐待 おかしいと感じたら迷わず連絡！子どもの命が最優先です

「虐待かも」と思ったら——

いち はや く
 TEL 189

全国共通ダイヤル
 （お近くの児童相談所につながります）
 ※24時間対応。



子ども虐待防止
 オレンジリボン運動

【その他の通報・相談窓口】※緊急の場合は迷わず110番

相談機関	電話番号	受付時間
川越児童相談所	049・223・4152	月～金曜日 午前8時30分～午後6時15分（祝日・年末年始を除く）
市福祉事務所 (子育て支援課内)	049・262・9034	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

●児童虐待とは

児童虐待とは、保護者（親または親に代わる養育者）が子どもの心や体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に深刻な影響を与える人権侵害です。愛情に根ざした「しつけ」のつもりでも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待です。親側の事情ではなく、子ども側の視点から親の行為が子どもにどのような影響を与えているかによって判断します。

●児童虐待の例

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する
心理的虐待	「お前はダメな子」などの言葉による脅し、無視、兄弟・姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV:ドメスティックバイオレンス)
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする

●児童虐待の状況

川越児童相談所管内における児童虐待相談受付件数(右表参照)は年々増加しており、平成29年度は1,808件と、平成25年度の2倍以上です。この状況に対応するため、市福祉事務所では、保健センター、保育園、小・中学校な

どの関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。

虐待の種別ではネグレクト、心理的虐待が多く見られています。心理的虐待の中には、DVが多く含まれています。

(児童虐待相談受付件数・種類(川越児童相談所)) (単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
25年度	218	381	187	9	795
26年度	249	563	194	16	1,022
27年度	217	624	159	17	1,017
28年度	261	768	302	26	1,357
29年度	348	1,131	309	20	1,808

●虐待は子どもに深い傷を残します

虐待を受けた子どもは、虐待から救われた後にも、体の傷や栄養不足による発育不良や知的発達の遅れのほか心の領域にも深刻な影響が及び行動面にもさまざまな問題が現れることがあります。

●虐待と思われる子どもを発見した場合

速やかに、勇気をもって通報してください。通報した人の情報が外部に漏れることはありません。



問合せ●子育て支援課 (TEL262・9034)